

○戸田市児童福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項 及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項 の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項 及び子ども・子育て支援に関する事項 を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人 以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉について識見を有する者
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、こども青少年部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 条例第 5 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 条例第 28 号)抄

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 条例第 36 号)

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する

戸田市児童福祉審議会委員名簿（平成25年11月19日現在）

	関係機関等	氏名
1	子ども会育成連合会の代表	ヨネウラ ヒロコ 米倉 裕子
2	母子生活支援施設の代表 (むつみ会代表)	ナガツカ ヒロユキ 永塚 博之
3	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表	イダノ トシコ 飯田 登志子
4	私立幼稚園協会の代表 (戸田幼稚園園長)	シバザキ ハルキ 芝崎 春樹
5	私立保育園の代表 (ささめ保育園園長)	ナカムラ シンジヨウ 中村 信成
6	認可外保育施設の代表 (保育所ちびっこランド)	ユヂ コウイチロウ 湯地 浩一朗
7	子育て当事者 (子育てサークルの代表)	ナカノ ヤスコ 中野 康子
8	南児童相談所の代表 (副所長)	タカハシ ヒロシ 高橋 均
9	川口保健所の代表 (保健予防推進担当)	ミナマキ マサコ 三品 雅子
10	校長会の代表 (笹目小学校校長)	アヤギ マサヒコ 青柳 正彦
11	P T A 連合会の代表 会長	ドビ ミナコ 土肥 美奈子
12	戸田市社会福祉協議会	ネト ヒロノブ 根本 浩伸